

## 総務委員会会議録

平成19年 6月28日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 13:50

### ○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第61号 平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○ 人権同和推進課長

議案第61号 平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書の285ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額は、1億2380万1千円と定めるものでございます。その主な内容につきましてご説明いたします。

288ページをお願いいたします。歳入2款県支出金、1項県補助金、1目住宅新築資金等補助金の1894万3千円につきましては、償還事務に係る県の補助金でございます。

289ページをお願いいたします。歳入6款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入の8653万6千円につきましては、国県の住宅新築資金等貸付金の償還金を計上したものでございます。

290ページをお願いします。歳出1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の758万6千円につきましては、貸付金の回収に伴う関係経費を計上したものでございます。

291ページをお願いします。歳出2款公債費、1項公債費の1億1611万5千円につきましては、市債償還の元金と利子を計上したものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

### ○ 川上委員

おはようございます。共産党の川上です。

ひとつ滞納の件数、金額を旧自治体ごとに前年度と比較してお尋ねいたします。

### ○ 人権同和推進課長

滞納の金額につきまして、旧自治体ごとということですので、旧飯塚市においては17年度が6340万9077円、18年度が6794万8735円、旧穂波が9910万1164円、18年度が1億224万6082円。旧筑穂が1億4423万8033円、18年度が1億4794万8577円。旧庄内が41万8650円、18年度が210万6417円。旧颯田が17年度が5911万1869円、18年度が5683万3808円です。合計で17年度が3億6627万8793円、18年度が3億7708万3619円です。

### ○ 川上委員

滞納が増えているようですが、要因は何ですか。お尋ねします。

### ○ 人権同和推進課長

これにつきましては、どうしても支払いされている方が、まじめに払われている方が終わってきておりますので、滞納者が増えてきているという形で、どうしても滞納が少しずつ増えている形で、徴収率も17年度が75%でしたけど、18年度は71%と下がってきております。

### ○ 川上委員

そういう状況の中で、今年度の徴収目標は予算書を見ますと7308万円が今年度の目標ですか。お尋ねします。

### ○ 人権同和推進課長

議員、7308万円というのはどこで・・・数字でしょうか・・・。

本年度の目標はここに見ますと8653万6000円を元利合わせて回収しようとしております。

○ 川上委員

元利合わせればその数字になりますけれども、利子を除けば今言った数字かなと思ったんですね。元利で結構です。

3億7708万円に対して、今年度は8653万円と。それで、滞納の要因別の件数を4月に、暫定予算のときにお聞きいたしました。それから時が経ったんですが、変化がありますでしょうか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

要因別の件で申しますと、自営業の不振によるものが8件、勤務先の営業不振によるものが17件、住宅取得のための借金が15件、本人死亡が42件、本人の病気によるものが11件、保証人の債務不履行が10件、転職による収入減が25件、生活保護が12件、本人の返還の欠如が81件、破産によるものが4件、行方不明が24件、その他が7件で、合計で256件となっております。

○ 川上委員

全体が4月の答弁と比べると2件減ってますね。そのうち返済意志欠如というのがあります。4月の答弁では82件ということでした。今お聞きしますと81件ということになってますね。

ところでこの返済意志の欠如というとらえ方なんですが、これはあなた方から見てこの方々は返済可能な状態にあるというふうに評価されてるわけでしょうか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

返済意志の欠如というのが書いておりますけど、そのうち若干ずつ毎月5万円払うところを1万ずつとかいうふうに払っていただいている部分もあります。それとだいたい今そういう話合いの中で何ほか入れてもらってる形をとっております。

○ 川上委員

4月にお尋ねしたときには、夜訪ねていくとか、いろんな努力もされてるようなお話もありました。ところが、かなり悪質かなと思われるところに対しても法的手続きはまだとっていないと。1件もとっていないということだったと思うんですね。それは検討の方向だというようなこともあったと思うんですが、その後、法的手続きとった例があるんですか。

○ 人権同和推進課長

まだ法的手続きはとっておりませんが、債務承認および弁済契約公正証書という形で2件とるような形で今やっております。

○ 川上委員

その2件というのと、先ほど返済意志の欠如、4月82件が現在81件ということで、マイナス1なってますね。それは関連があるんですか。

○ 人権同和推進課長

それについては関連がありません。

○ 川上委員

分かりました。

それで、いずれにしても巨額の滞納があつて、対策がなかなかままならないという状況があるんですが、部落解放同盟や同和会に対しては、合併前から含めて相談はどのようになっていますか。

○ 人権同和推進課長

それについてはプライバシーの関係もありますので、団体の方には私どもは言っておりませんけど。

○ 川上委員

飯塚市が同和対策、同和行政を進める際に、行政の補助的機能を果たしてもらってるということで多額の補助金を毎年毎年何十年にわたって渡し続けてきたわけですよ。主には人件費になって消えていってる。で、そういう状況の中で、非常に市が苦境に陥ってるわけですよ。3億8000万円もの滞納を抱えて、そのときに解放同盟、同和会と相談することは個人情報保護の関係でそんなに矛盾がありますか。

○ 人権同和推進課長

やはり個人情報が入っておりますので、私はちょっと難しいんじゃないかと考えております。

○ 川上委員

個人情報抜きで相談してもいいんじゃないですか。

○ 企画調整部長

現在のところ、貸付者本人、さらには連帯保証人の方々に対しまして、貸付金、いわゆる債権の回収にあたってるところでございます。しかしながら先ほど課長答弁しましたように、悪質といたしますか、返済能力があって、なおかつ返済しない方々につきましては、本年度から法的措置を講じまして、この債権回収に努力していきたいというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は議案第61号、住宅新築資金等貸付特別会計については、住宅新築資金等貸付事業を同和地区住民を対象に実施し、新規貸付は旧筑穂町が平成8年、旧飯塚市、庄内町、穎田町が平成9年度、穂波町が平成14年度にそれぞれ廃止したとはいえ、現段階で滞納総額3億7708万円にのぼり、しかも解決の抜本的対策が明確でなく、認めることができません。以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 平成19年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第77号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

議案書の4ページをお願いいたします。本条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、選挙関係の報酬の額について改めるものでございます。

6ページをお願いいたします。新旧対照表の方でご説明をいたします。

選挙長から開票立会人および選挙立会人までの7名でございますが、それぞれ100円を引き下げるといふ国の基準の改正でございまして、3月31日付総務次官通達に基づきまして、国の基準に合わせて改正するものでございます。以上簡単でございますが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 飯塚市手数料条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

議案第79号 飯塚市手数料条例等の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

議案内容が各課にまたがっておりますので、行財政改革推進室から一括してご説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。証明書等の交付および公簿等の閲覧に係る手数料を改定するものでございます。

11ページをお願いいたします。飯塚市手数料条例、飯塚市水道事業給水条例および飯塚市下水道条例の一部を改正するものでございますが、改正内容につきましては、12ページの新旧対照表でご説明いたします。

飯塚市手数料条例では、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税・所得に関する証明書、公簿、公文書、図面等の写しなどの交付や固定資産課税台帳などの閲覧に係る手数料を1件につき200円から300円に改定するものでございます。

また、工事履行証明書の交付につきましては、その他各種証明書の交付手数料と同額とするため、1件につき500円を300円に改定するものでございます。

14ページをお願いいたします。飯塚市水道事業給水条例および飯塚市下水道条例では、公簿、公文書、図面の閲覧・写しの交付、諸証明に係る手数料を1件(枚)につき200円を300円に改定するとともに、下水道条例における公簿、公文書、図面の写しをB列4判からA列3判に改正するものでございます。

なお、施行期日は平成19年10月1日といたしております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

手数料の値上げが含まれております。手数料の値上げ対象は何件になりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

本年度の予算見込みで申し上げますと、主なものでございますが、住民票の写しの交付等につきましては、だいたい7万7千件程度。印鑑登録証でございますが、約6万8千件。それから納税証明、所得証明につきましては3万3千件。土地家屋台帳閲覧につきましては、だいたい5300件程度で見込んでおります。

○ 川上委員

ちょっと聞き方が悪かったんですが、手数料値上げをしようとする事務は何件かということだったんですね。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:21

再開 10:22

委員会を再開します。

○ 行財政改革推進室主幹

29件でございます。

○ 川上委員

値上げする事務は29件ということですね。

それで、この値上げによって今年度年間いくらの増収を見込んでおられるか、総括でお願いします。

○ 行財政改革推進室主幹

本年度見込みでございますが、これ6カ月分、10月1日から施行予定でございますので、6カ月分でほしい1千万円弱を見込んでおります。

○ 川上委員

この数字については、市長、副市長、教育長、事業管理者の給与削減しましたね。あれによる財政効果は1500万円だったですね。まあ、それと比較しましょう。

それで、この手数料値上げの理由は何かお尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

この手数料につきましては、そのほかのものもございますが、実施計画、行革の大綱、それから実施計画の中で合併協議で決まったことの見直しとなり一時凍結、これにつきましては施政方針の中でもうたっておりますが、財政危機を打開するためにいろんなものを見直しをいたしております。内部改革ではできませんので手数料の改定も含めまして市民の皆さんにご理解・協力を願ひまして、改定するものでございます。

○ 川上委員

市役所窓口の事務量が非常に大変だということで、事務量抑制のために、つまり市民がそういう手続きをするのをためらうように手数料値上げしようということではないんですね。

○ 行財政改革推進室主幹

そういうことではございません。

○ 川上委員

そうすると行政効果を狙ったものではないと。つまり財政危機打開だけがこの値上げの目的ですね。そうするとこの財政危機打開ということになるんだけど、年間1千万円、飯塚市の財政危機打開の上で、この1千万円というのがどのくらいの力を持つのか、どういう評価されておるのかお尋ねいたします。

○ 行財政改革推進室主幹

年間に直しますと、ほしい2千万円ということになりますが、半年間でみておりますので。今年度は6カ月で1千万円でございます。この1千万円につきましては、いろんなもので、本会議なり、一般質問、代表質問等でもいろんな受益者負担につきましてもいろんなご意見伺っておりますが、全事務事業、内部改革につきましてはいろんな、小さなものから積み上げて、最終的には平成22年度で収支バランスをとるようにしております。小さなものの積み上げを行って、やっと収支バランスがとれるというふうになっておりますのでご理解方お願いいたします。

○ 川上委員

あなたがたの行財政改革というのは小さなもの、住民犠牲の小さなものというけど、住民の暮らしも小さくなってますよ、どんどん。それにあなた方は小さいというかもしれないけど、市民の皆さん重いと思うかもしれませんよ。そういうものを積み上げていって、一方で何

度も言いますけれども、大型開発には巨額の借金を積み上げて税金の穴埋めしていくと。しかもそれに反省がないという、そういう行革のやり方でしょ。

それで、300円、300円という金額、皆さん決めたんですね。この300円というのはどういう根拠があって、なぜ300円という判断をしたんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この300円につきましては、合併前につきましては旧飯塚市では300円で行っていました。旧4町では200円で行っていました。現在の県下の状況で行っていますが、県下で300円取っている市が15市で行っています。200円取っているところが飯塚市、それからお隣の嘉麻市を含めまして13市で行っていますが、嘉麻市の方も来年度から300円と。これは新聞紙上に書いてありましたが300円を予定しているということで行っています。だいたいほかの市につきましては、300円取っているところが多いということで300円に改定するもので行っています。

○ 川上委員

そういうのは非常に上げる方としては気楽ですね。あなた方は都市間競争というじゃないですか。そうしたらサービス向上、負担低い、これで競争したらどうかという議論してきてるでしょ、この間。そしたら飯塚がここで手数料値上げしなければ、少しでも住民負担の低いまちとして、市として記録されることになるじゃないですか。そういうことは考えないんですか。もう1つ言うとね、合併のときの基本的な合言葉があったでしょ。サービスは高い方に、負担は低い方という言葉ですよ。あなた方はこれについては、旧飯塚にしてみれば200円に、低い方になったわけですよ。ゴミ袋もそうですね。ところが手数料については、元の高い方に戻していく。そういう判断したんですね。ちょっと確認します。

○ 財務部長

単に飯塚市が実施していた金額に戻すということじゃなくて、全体の行革の中の財政見通しの中で、削減だけではどうしてもその数字を達成するのは難しいということで、一部で行いますけれども、そういう住民の方にご負担かけるわけで行いますけれども、そういうところまで踏み込まないと、なかなか今回の財政危機が乗り越えられないということで、飯塚市がどうだからという安直な考えでその数字に戻しましょうということではなくて、全体の財政計画の中でそこまでお願いしないとなかなか行革が達成できないということからして、結果としてはそういう金額になりますけれども、そういうことで今回お願いをしておるということで行います。

○ 川上委員

私はそこまでの無理をいうのであれば、例えば飯塚リサーチパークに約27億円つぎ込んだ税金で穴埋めしたわけですよ。これについての反省を示すべきじゃないですか。それ示さないでしょ、市長をはじめとして。

そこでね、小さなものの積み上げという言い方について先ほど指摘もしたんですけど、この中で議案書14ページの中ほどに、工事履行証明書の交付というのがありますね。これについては1件につき500円だったのが、今回300円ということで値下げになってるんですね。これはどういう理由ですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この工事履行証明書につきましては、合併の際にその他各種証明書の交付とは違っていて、500円を徴収するというふうに決まっておりましたが、その他各種証明書の交付の金額と同額にするということから、今回500円を300円にするもので行っています。

○ 川上委員

それは説明になってません。行政的意味合いがあるでしょ。それから行革なんですよ。そしたらこれによって収入減るでしょ。その辺の考慮はどうしたのか聞かせてください。

○ 行財政改革推進室主幹

何度も同じことを答弁するようでございますが、その他各種証明書の交付手数料と同額にするものでございます。

○ 川上委員

だからそれなぜするのかと聞いてるわけでしょ。どういう行政効果を狙ってるのか。行革というんだったらね、マイナスになるわけでしょ、収入は。行革と反対でしょうも、あなたの方言う。そこのところはどうか考えたのか、その2点説明してもらわなきゃ意味が分からんでしょ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:33

再開 10:34

委員会を再開します。

○ 行財政改革推進室主幹

この工事履行証明書につきましては、市民課の方で交付いたしております。その他の交付、住民票それから印鑑証明等も200円を300円に改定いたしますので、工事履行証明書、これにつきましてはだいたい月に1件程度の申請しかございません。そういうものから金額が下がりますが、500円を300円に、同額にするものでございます。

○ 川上委員

じゃあ年間12件くらいということですね。そうすると200円ですから2400円収入減になるということですね。まあ行政効果の方は考慮しとらんということだろうと思うんですよ。そうすると行財政改革、小さなものの積み重ねというけれども、あなた方自身が例外を認めたということですね。例外あるということですね。

○ 行財政改革推進室主幹

統一した基準で、同じような、例えば仮に窓口が同じでございますので、そういう間違い等も起こる可能性がございます。そういうものから統一した金額に・・・(発言するものあり)(委員長の「川上委員、答弁が終わってからにしましょう。」という声あり)統一した金額に合わせたということでございますのでご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

じゃあね、少し立ち入りましょうね。職員がミスをする可能性があるので合わせたわけですか。

○ 財務部長

この諸証明、ここにたくさんの証明の内容書いてありますが、だいたい基本的にはさっき言いますようにその他の証明ということで合わせるということもございますが、その証明に要する事務、手間等がほかの証明と300円のものともあまり変わらないということもあります。ですから同じような手間ひまという言い方正しいかどうかは別として、その証明を発行する仕事量を勘案するとその他の証明と何ら変わらないから同じ金額で、合わせてもいいということもございます。やはり手数料発行するために行政の方がかなりの事務、手間を要するやつについては応分の負担をいただくというのが、また手数料の1つの考えですのでそういうことも合わせまして300円にしたということでございます。

○ 川上委員

先ほどから聞いてると、今回の手数料条例の一部改正条例というのは、あまり行政効果、つまり住民サービスの向上だとか、そういうことについては考慮しておらんということですね。またその一方で行財政改革と言うと。言うけれども、その行財政改革をうたっているその中で、小さなものの積み上げだというその一方で、非常に不透明なかたちで一部のものについてはマイナスもあると。これは整合性がとれとらんやないかと思うんですよ。こういういい加減な

形で、私に言わせれば、安易な形で値上げというのはおかしいんじゃないかと思うんですけどね。市長、これは見直す考えありませんか。

○ 財務部長

今回、それから別のところでも上がっておりますけれども、例えば幼稚園の問題、今回は所管ではございませんけれども、いろんな形で住民の方に一部お願いするのも、確かに質問者が言われるように、それはちょっと住民の方に負担求めるのはどうかというふうには、基本的にずっと一貫して言われておりますが、市といたしましても、いろんな経費の削減、自助努力をやっておりますが、それだけどうしてもいかんともしがたいところがございますので、一部何らかの形で行政サービスを提供する、その反対給付として一部それについては住民の方にぜひそのところご理解いただいてご協力をお願いしたいということで、これを撤回すれば基本的には行革の全てのいろんなことについての財政計画が狂ってくるということで一つご理解をお願いしたいというふうに考えております。

○ 市場委員

私も予算委員会で質疑するようにしてますんで、金銭的なことは抜きにして、今住民サービスの観点からとかいろいろ出てましたけど、私もちょっと言いたいのは、例えば納税関係の証明の申請書がA4なんです。A4判で申請させてますよね。あれがね、例えばA5で間に合うんじゃないかという気持ちがあるんですね。というのは、所得税の納税証明、軽自動車の納税証明とか主な部分を書いて、それで8割以上くらいをクリアできればほかのものは要らないと思うんですよ。その他のということの書き方で十分間に合うんじゃないかと思うんですね。なぜかという、税関係だけで予算上でいうと5万枚くらい発行するようになってますね、閲覧も含めると。そうすると5万枚の紙の申請書書くわけよね。かえって、ズラッと羅列してあるんで分かりにくいんですよ、住民から見ると、かえって。だから簡単に一番頻度の高いところから書くくらいのそういう観点で、事務改善的な発想で5万枚の紙がA5でいいんじゃないかということで、そういうことも検討して値上げやらに対処してもらったらどうかと思うんですけども、いますぐA5で間に合うかどうか分かりませんが、その辺の間に合うか間に合わんかという回答ができればお願いしたいと思いますが。

○ 財務部長

貴重なご意見だと思いますが、確かにある意味では環境の負荷という面からいうと、紙をできるだけ減らすということについては全くそうだろうというふうに思っております。ただ紙が小さくなりますと、小さくするという事は、A5判に変えるということはプログラムの面でも、その辺の変更の費用が伴います。それとそれだけじゃなくて、例えば高齢者の方に全体的に印字するとき紙のベースになると字が小さくなって見難くなる分、その辺は研究しないと分かりませんが、そういう欄と、諸証明の欄がございますので、これはそれぞれ証明発行する担当課の方でキチッとその辺は検討をする余地はございますが、この場でそれをやりますとかやらないとかはちょっと答弁できませんので一つご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○ 委員長

部長、今のは申込書の部分ですよ。今部長が言ったのは発行の部分でしょ。ちょっと答弁が食い違ってますよ。

○ 財務部長

すいません。私、慌てて。証明で出す方と思ってましたが。申請の方でございますけど、確かに工夫する余地があるものにつきましては、関係各課で協議していただいて、申請の用紙を一定の大きさにするなり、もちろんこれからだんだん高齢化が進みますので、あまり枠を小さくすることもどうかという、一方では考え方もあろうかと思っておりますので、そういうのは申請書につきましては、関係各課で検討してもらおうようお願いはしてみたいというふうに考えて

おります。

○ 市場委員

高齢者がおるからとかいうそういう理由は成り立たないと思うんですよね。というのはもう現実に、住民票の関係やら全部A5でやってるやないですか。間に合うんですよ。だから納税だって工夫したら間に合うんですよ。ややこしいやつは書いてもらえばいいわけですよ。めったにないやつまでこうズラッと書いてるからね。かえって分かりにくいわけですよ。ほとんどの所得証明とか決まってるんですよ、とるのはだいたい。そうでしょ。8割とか9割分だけ書いて、そのほかにいる人は書いてもらえばいいということでぜひ検討していただきたいと思います。

○ 兼本委員

今回の手数料の100円の値上げの件ですけど、第2の夕張になるなというような大きな掛け声でもって、先で市民負担が増えるのがいいのか、今市民負担をお願いして健全な財政を立て直すのいいのかというようなことでの選択の中での条例提案だろうと思いますけどね。

先ほど言いました100円、実際上がったならそれなりの住民サービスと申しますか、そういうものにはやはり100円分のサービスはせないかんやろうと思うんですね。当然値上げしたわけですからね。

先般の代表質問の際に、支所での自動交付機の使い方が分からないから非常に困ってるというような質問があっておりましたよね。この際サービスを強化するという意味で、あれは確か穂波支所で時間を延長したらどうかというようなご提案だったと思いますけどね。そういうものも含めて当然市民の方にもお願いするわけですから、行政としてもそれなりの汗はやっぱりかいてもらわないかんと思うわけですけど、そういうふうな今回100円上げることによって、住民サービスの方にはどのようなサービスをやっけいこうか。ただ1千万円の財政効果があるから行財政の建て直しのためにはやむを得んとも思うところもあるわけですけど、しかしそれなりの住民サービスという観点ではどんなふうを考えているのか、その点は何かこれからどうしようというようなご見解があればお示ししていただきたいし、なければ今後どういうふうにするかということの、今後の検討としてひとつご見解をお伺いしたいと思います。

○ 財務部長

代表質問だったか一般だったかちょっと忘れましたが、窓口時間の延長というご質問をいただいたとって、人事課の方からお答えしておったと思いますが、そういう窓口延長、あるいは施設の開館時間の延長、ようするにあまり費用をかけないで、ソフト面で住民サービスを向上させるということについては行革もぜひ各課ヒアリングする中でひとつそういうことをぜひ検討してくれと、住民に負担をお願いするばかりではとても理解が得られない。今質問者が言われるように一方ではこういうサービスを開始します。あるいは時間を延長します。ということは当然これは考えなければならないというふうに我々も思っております。これにつきましては人事課もいろんな面で今後検討していくことになろうと思いますし、今回公の施設の中の基本方針の中でも、サービス向上の面もぜひという形も頭の中にありますし、また検討していただきたいと思っておりますので、そういう形でソフト面での住民サービスということを経費もあまりかけなくてもできるだけ住民の方に喜んでいただくようなものがあれば創意工夫してやっていきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いします。

○ 兼本委員

今日資料としていただきましたタウンミーティングを8月9日から9月5日までの間に各地区で開催すると。当然この際にはこの手数料の値上げについても当然説明があるかと思うんですよね。その際に今部長答弁されましたようにね、ある意味ではこれだけの値上げをしましたけれども、こういうサービスも強化しますよということをやっけいかん、やはり先ほど川上委員言われましたように非常に国民にとっては負担増の世の中ですからね、ただ財政を立て

直すようにご協力してください、ご協力してくださいではやっぱり市民感情としてはなかなかハイということは言いにくいんじゃないかなと思うんですよ。だから日にちも8月9日ですからあまりありませんのでね、早急にやっぱり検討していただいて、こういう値上げをしましたけれど住民サービスはこういうサービスをやりますから一つご勘弁してくださいというようなやり方をやっていかんと、ただ財政が厳しいから値上げしましたよ、ご了解してくださいじゃわれわれこれだけの議員数でもそれでいいのかなというような考え方をってるわけですから、13万の市民の方たちは納得できないと思うんですよ。だからその点、今前向きの検討するということですので、8月9日からのタウンミーティングの際にはそういうふうなものも説明しながら市民のご了解をいただくという努力を行革の方はやっていただきたい。行革でやれやれといいよるから仕方なしにやるということのないように一つよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は議案第79号、手数料条例等の一部を改正する条例に反対し討論を行います。

今日、市民が求める行財政改革の流れは、本来市政のムダをなくし、暮らしと福祉、教育にまわせという方向です。ところが市長は住民サービスは切り下げ、負担は増やすというやり方を進め、その一方で約27億円もの税金をつぎ込んで穴埋めした飯塚リサーチパーク、土地代だけで約15億円の隠れ借金を抱える目尾の健康の森公園事業などの開発破綻には何の反省も示さないばかりか、今度は展望の見えない鯉田工業団地造成にやみくもに巨額の借金を積み上げるといっています。今回の手数料値上げは市民の願いに逆行した齊藤市長の行財政改革によって今年年間1千万円もの負担を市民に一方的に押し付けるものであり、私は反対であります。詳しくは本会議で述べることにし、以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 飯塚市手数料条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:50

再開 11:01

委員会を再開いたします。

次に、「議案第86号 飯塚市男女共同参画推進条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 男女共同参画推進課長

議案第86号 飯塚市男女共同参画推進条例について補足説明をさせていただきます。

議案書の40ページをお願いします。本条例につきましては、平成11年に制定されました国の男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、本市における男女共同参画社会の形成を目指すために制定するものです。その内容についてご説明します。

議案書の41ページをお願いします。本条例は第1章総則から第6章雑則までで構成し、第1章、第2章はほぼ国の基本法に準じております。第3章および第4章は苦情処理機関として、飯塚市男女共同参画オンブズパーソンを規定し、苦情および救済の申し出、処理等を規定して

おります。

第1条の目的として、本市の男女共同参画社会の形成を促進するために本条例を制定するものであると規定しております。

42ページをお願いします。第3条から第5条は、男女共同参画社会を実現するために基本となる考え方として「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「国際的協調」の3つの基本理念を規定しております。第6条から43ページの第8条までが市・市民・事業者等の責務を規定しております。市民、事業者等については、「市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない」として男女共同参画施策への積極的なかかわりを努力義務としているところでございます。

第10条から44ページの第19条までは、男女共同参画を推進するための市の取組みを定めております。

45ページをお願いします。第20条から46ページ、第28条までが男女共同参画施策にかかる苦情を処理し、性別による差別的取扱い等人権侵害から被害者を救済するための苦情処理機関である男女共同参画オンブズパーソンの設置について規定し、その任期・身分・責務等について定めております。

46ページをお願いします。第29条から49ページの38条までは、男女共同参画施策にかかる苦情処理および性別による差別的取扱い等人権侵害からの被害者の救済の手続きを定めています。第29条で、施策等の苦情の申出については市民・事業者等が、また人権侵害の救済の申出については、市・市民・事業者等から人権侵害を受けた場合、市外の住人等も含む何人も申出ができるなど、苦情の申出人と人権救済の申出のそれぞれの申出人の範囲を規定しております。

47ページをお願いします。第31条は苦情等の申し出について関係人への調査ができることを、第33条は市の施策への苦情の申出にかかる是正勧告について、48ページの第34条では市による人権侵害の救済の申出にかかる救済勧告について、第36条および第37条は、市以外のものによる人権侵害について、オンブズパーソンの市長への改善の要請、市長の関係人への改善の要請、改善されない場合の公表等処理を定めております。

最後に50ページの附則におきまして、本条例の施行期日を平成19年10月1日と定めております。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

ご存じのように、本条例につきましては旧飯塚市においてかなり長い時間をかけて、練られて成立し、施行されておったものであります。また憲法第14条においてもその主旨からいきまして、本条例を制定することに全く異議はないんですけれども、少し気になる部分がありますので、若干お尋ねをさせていただきます。

まず前回されました条例と今回提案されております条例の主な相違点がありましたらお尋ねいたします。

○ 男女共同参画推進課長

旧飯塚市の条例と今回の条例、変わった部分をご説明いたします。まず第1条、目的の条文の2行目をお願いします。今回「市、市民及び事業者等の責務」のところは、旧飯塚市での条例におきましては、「市の責務並びに市民及び事業者等の役割」でございました。

次に第2条、定義でございますが、2 事業者等の2行目、「民間の法人その他の団体をいう」のところは前回、旧飯塚市では「法人その他の民間の団体をいう」でございました。

同じく第2条、定義の(6)、ドメスティック・バイオレンスは旧飯塚市では「暴力的行為をいう」ということで終わっておりましたけれども、今回の条例では「暴力的行為（経済的また

は社会的な側面での暴力的行為を含む)」という経済的・社会的な側面という行為も定義したところでございます。

次に第7条の見出し、「市民の責務」と今回なっておりますが、旧飯塚市の条例では「市民の役割」、また第8条の見出し、「事業者等の責務」につきましても、旧飯塚市では「事業者等の役割」であったところでございます。

次に第39条の見出し、「男女共同参画推進委員会の設置」につきましては、旧条例では「参画推進委員会の設置」としていたところでございます。

以上が旧飯塚市の条例から変わった部分でございます。

○ 永露委員

いくつか前回の条例から変わった部分は今述べられました。その中で私がちょっと気になりますのが、これまで市民と事業者等が、これが役割といった内容のものが責務に変わったというところだろうと思うんです。それでお尋ねを、私も前回のことはあまり詳しく分からないのでお尋ねをいたしたいとおもいますが、前回の制定された条例では役割ということでしたけども、提案されたものはどうだったんですか。上程された条例ではその点についてはどうだったんですか。

○ 男女共同参画推進課長

前回、旧飯塚市の条例におきましては、今回と同じように飯塚市男女共同参画推進委員会、これは団体とか学識者等で構成されております委員会でございますが、市の附属機関であります委員会に諮問いたしまして、答申していただきました。

その中で今回の条例と同じように責務という形で答申していただいております。しかしながら前回、旧飯塚市の条例のこの責務につきまして、市民意見募集の中でもかなり、やはり責務では少し言葉として強過ぎるのではないかという意見が出されました。また議会の方に陳情がございまして、責務では強制力を感じるから少し優しい言葉にならないかといったような陳情がございましたので、市としては市民、事業者の方にご理解をさせていただくというところもございまして、優しい言葉という表現の中で役割ということで前回上程させていただいたところでございます。

○ 永露委員

そうしますと前回の諮問されて、その答申におきましては今言われました内容については「責務」という答申がなされ、それを市の判断において、上程する際に少しどうかなという、例えばそういう形の中で表現を「役割」にしたということですね。

それで、それ前回ですけれども、今回の答申、今回も答申はありましたか。答申があったとすればその点についての答申の内容はいかがでしたでしょうか。

○ 男女共同参画推進課長

今回の条例につきましても、同じように昨年7月、飯塚市男女共同参画推進委員を委嘱いたしまして、この委員会の中に諮問いたしまして、答申をいただいております。この答申は、答申に至るまでには委員会の専門部会を含めまして6回程度の審議をしていただいております。その後1月に、今年の1月ですけれども、市民の意見募集を経まして、答申をしていただいております。この答申の中ではやはり「責務」ということで答申をいただいております。

○ 永露委員

それで、諮問した結果、答申においては責務、前回も今回も責務という形での答申がなされた。それはそれで結構なんですけど、それを受けて前回はその表現を市において役割に変えた。今回については答申をそのまま答申どおりに責務にされた。その内容の是非については問いませんが、変わられた理由は何ですか。

○ 男女共同参画推進課長

今回の男女共同参画推進委員会内における論議でございますけれども、いろんな部分での論

議がございました。その中で大きな論議がなされたところはこの責務と役割というところでございます。この委員会の中で、確かに前回は役割ということで、その前に、飯塚市の条例を活用するということがまず前提でございましたので、活用したんですけれども、確かに旧飯塚市の条例では役割になっているけれども、今回、飯塚市の条例は17年の3月に制定いただいております。で、7月の施行ということでさせていただいたんですけれども、あれから2年何カ月かの月日が経っております。こういう状況の中で、もう県下66市町村のうちに23市町で条例というのができております。どこに市におきましても、男女共同参画社会基本法の平成11年の制定からなかなかこの男女共同参画のまちというのが進まないから、やはり市民、事業者等に積極的に関わっていただかなければ社会は実現しないのではないかと。また先ほど申しましたように、23のうち市は17市なんですけれども、17市の市で制定されました条例の市民、事業者等というところの表現にいたしましても、ほとんどの市において責務という表現が出ております。また国の基本法において国民の責務、これ第10条に国民の責務というふうに表現がされております。こういったものもありましたので、この委員会の中では今回の新市の条例におきましては責務ということでぜひ上程して制定してほしいという強い思いがございました。こういうこともございましたし、私どもも今の言いました状況につきましては、十分に把握しておりましたので、今度は委員会の答申を、その思いを尊重いたしまして、今回は責務で上程させていただきたいということで今回このような形で上程させていただいております。

○ 永露委員

その点については分かりました。

そうしますと前回の役割という表現から、より市民等にも積極的に関わりを持っていただきたいということで責務という表現をされたわけですが、例えば表現、言葉の違いだけで具体的には何ら変わることはないと思うんですよね。ただ精神的に強い関わり方を持ってこの男女共同参画に関わっていただきたい、市民も事業者も。そういう想いでこういう表現にされたということは理解できます。ただそうしますと、例えば市民の責務という7条があります。7条、8条でもいいんですけれども、7条、8条に市民と事業者等の責務という条項がありますけれども、この中で何々するように努める、努めなければならない。努めなければならないという表現がされてありますが、少しあまり言葉の内容をくどく言いたくないんですけれども、努めなければならないということ、それ自体は分かりますけれども、市民の責務という表現をされたのであれば、「努める」という字を変えなければならない。変えなければならない。いわゆる責務の「務」にせないけんですよ。ここを責務という条項に変えたのであれば努めるという内容の、これ努力の「努」と義務の「務」の「つとめる」というのは基本的にはこれ漢字の意味が全く違うんですよ。全く違うんですよ。同じように使われておりますけど、実際は違うんですよ。例えば努力の「努」というのは、これは昔は奴隷として働かされるという能動体の方なんです。そしてこの義務の「務」というのは「務」の中に書かれておる偏は矛なんです。これは矛を持って撃ちかかるという積極的な意思表示がされておるんです。ですから、あなたが飯塚市が、市民や事業所に積極的にこの事業にかかわってほしいという気持ちがあるのならば、言葉をこの努力の「努」じゃなくて責務の「務」の方の「つとめる」に変えるべきじゃないかと思うんです。私はそう思ってるんですけれども、まあ言葉づかいでどうでもいいやないかという考え方あるかも分かりませんが、でも、この条例というのは自治体の法律なんです。だから法律であるからこそ、そしてまた市民や事業所に積極的な関わりを求めていくのであればあるこそ、この言葉自体も大事に考えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○ 男女共同参画推進課長

今委員が言われました「つとめ」という字、漢字といますか、その使い方でございますけれども、これ平成11年に制定されました国の男女共同参画社会基本法の第10条に国民の責

務ということで規定してある部分がございます。この中で国民は職域、学校、地域、家庭その他云々というのがありまして、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない、同じく努力の「努」ということで「努めなければならない」というふうに使ってありますので飯塚市の条例につきましても同様な努力の「努」ということで表現しているところでございます。

○ 永露委員

それは国が間違っておるんですよ。はっきり申し上げて。

言葉というのは大事なものなんです。だから例えば国がこうしてるからこうするとか、そういうことじゃなくて、飯塚市は飯塚市としての、飯塚市独自の条例を出そうというんですよ。もちろん上に基準になるものはありますけども、飯塚市は飯塚市として単独のキチンとした法律を出そうというんですから、それはもう少し考えるべきじゃないかと思うんですよ。だから努力の「努」であろうが、義務の「務」であろうが、具体的に何ら変わりはないという気持ちじゃだめなんです。だめなんです。作る以上は、少しお考え直す余地はありませんか。

○ 企画調整部長

課長もご答弁申し上げましたように、今回は市民の責務、事業者等の責務というような用語を使っております。これ市民も事業者等もこの男女共同参画社会の実現目指しまして積極的な関わりを持っていただくということで責務というような文言の表現にいたしております。この内容の中については委員ご指摘のように「つとめる」の努力の「努」、それと義務の「務」という部分の言葉の違いでございます。しかしながらその精神としましては、積極的に関わっていただくということで、さらには国の基本法の中にもこのような表現がございます。したがって、表現の中は少しやわらかい表現になっておるかも分かりませんが、積極的な関わりを市民も、事業者の方も持っていただくという努力義務的な意味合いもございまして、そういうところをご理解をいただきたいと思っております。

○ 永露委員

要するに今いろいろ言われましたけども、いろいろ言われましたけども、別にこの漢字、「つとめる」という言葉自体に何らの意識もなかったということですよ。何も考えてなかったということですよ。国の方でこうやって書かれてるからうちもこうしようという程度のもんですよ。そうじゃないんですよ。あくまでも自分たちの自分たちで作る法律は自分たちで考えると。そしてある意味でそういう指摘があったんなら積極的にそういうこと変えればいいじゃないですか。これを変えることに、私が言うこともおかしいかもわかりませんよ。このことだけにどくね。でもそれを頑なに守ろうとする姿勢も少しおかしいんじゃないですか。まあどっちもどっちだと思いますけども。いかがですか。

○ 企画調整部長

先ほどご答弁申し上げましたように、タイトルは責務です。内容につきましてはこんなふうで市民の皆さん、事業者の皆さんに努力的なお願いといたしますか、協力していただくように、そういうふうな意味合いの中で表現的に少しやわらかいといいますか、努めなければならないというような表現になってますけど、ここら辺りの中身の意味としてはそういう責務という意味合いも込めておりますので、その点をご理解いただきたいというふうに思っております。

○ 永露委員

変えたくないということですからいいです、もう。

じゃあ次にお伺いしますが、20条でオンブズパーソンの定数は2名とする。それでその内容として、「参画施策に関し、優れた識見を有しかつ社会的信望の厚いもの」という表現がなされておりますが、非常に抽象的な表現になっておりますが、少し具体的にご説明いただければありがたいと思っております。

○ 男女共同参画推進課長

第20条の第3項、オンブズパーソンは参画施策に関し、優れた識見を有し社会的信望の厚いものから市長が委嘱するというふうにしております。

これは男女共同参画に関し優れた識見ということでございますので、男女共同参画社会基本法はもちろんのことでございますが、この社会についての男女共同参画の目的、またこの目的が達成されればどういう社会になるのかといったような男女共同参画について深く理解していただく、また認識していただくことと、また男女の人権、男女共同参画社会基本法の大きな目的の中には男女の人権を、この人権というのは男女がともにどんなものにも参画できる均等の機会とか、また性別による差別を受けないことということでの人権でございますが、そういう人権感覚に関して非常に深い認識を持ってあること、またそれにつきましてなられた場合に皆さんから、やはりこの方だったら、任せられるなといったような社会的信望の厚いものうちということで表現しております。ただこの社会的信望の厚いものうちという非常に抽象的な表現ではありますけれども、旧飯塚市の条例の折におきましては、この社会的信望の厚いもの、また男女共同参画に優れた識見を有しというところで、2名の弁護士、それぞれ男女1名、それぞれの弁護士2名をオンブズパーソンとして委嘱していたところでございます。

#### ○ 永露委員

こういう表現をすると必然的に、例えば内容は別としても、内容は別としてもどうしてもいわゆる肩書きに頼らざるを得ないという状況はどうしても出てくるわけですね。ですからある意味、そういう弁護士さんとかだったら、それだけですばらしい人なんだ、識見のある人なんだ、社会的信望のある人なんだという認識でもってする。でも中身は分からない。いろんな人がおりますから。だから例えば選ぶにしてもそういう面でのキチンとした調査といったらおかしいけども、キチンとしたものでぜひ選んでいただきたいというふうに思います。

それとその次に、男女いずれか的一方の性によって占められてはならないということは、2名ですので、男女1名ずつ選びなさいということなんですよ。でも何か今我々はこの条例で男とか女とかそういうものを基本的にはもう考え方からなくしていこうという考えなんですよ。それなら女性2人でもいいじゃないですか。それなりのキチンとした、社会的信望もあり、認識もある人ならばたまたまそれが女性2人であったとしても、それはそれでいいじゃないですか。逆に男2人になったと。それはそれでもいいじゃないですか。何で男とか女とか、ここを一番こだわっているのはあなた方じゃないんですか。今そういうものをなくしていきましょと、こだわらないでいきましょというのを基本的なものがあるんじゃないですか。ここにあなた方の姿勢が一番出てくるんじゃないですか。何か男と女やったら特別問題なかるうとかね。そんなんじゃないんですよ。何でここにこだわるんですか、性を。まさに矛盾じゃないですか、条例の主旨からいって。そう思われませんか。

#### ○ 男女共同参画推進課長

確かに今委員が言われましたように、男女共同参画社会というのは男性、女性がその性にこだわることなく自分たちが生きたい、こういう生き方に選択ができる。男だからそういう生き方しなさいよとか、女だからとか、男のくせにとか女のくせにとかいったそういう生き方をしないような社会にしましょということの目的のためにこの男女共同参画社会基本法でありますし、これが本来の平等の姿というふうには考えております。

ただそれまでにまだまだ至っていない、この男女共同参画社会基本法というのはまだまだ男女平等というのは長く言ってきたけれども、憲法でもそういうことを規定しているけれども、なかなかまだ女性が参画できない状況にある。だからもっともっと女性が自分の生き方を自由に選べて、これはわがままに生きるということではございませんけれども、自分の能力に応じて誰かの意見で阻害されないような生き方ができるような社会を求めていることだと思っております。そういうまだまだ過程ではありますので、こういったオンブズパーソンを選んだり、推進委員会の委員さんを例えば選ぶときには男性と女性が半分ずつおりますので、そういった形で女性

と男性を等分にといいますか、選んでいこうということで男性、女性それぞれの委員を選んでおります。

○ 永露委員

今言われますように、一般的な社会の中、一般的な世間の中ではまだまだこの男女間に対する考え方というものが浸透していないところ、それは間違いなくあります、いろんな面で。ですけども、たとえばこのオンブズパーソンとして選ぶ人、この2つの条件があるわけですよ。この条件にかなう人をオンブズパーソンとして任命するわけでしょ。少なくともここに書かれているような、参画施策に関し、優れた識見を有し、社会的信望の厚い人、その人たちは少なくとも今一般の世間で流れてるようなこととは無縁のところ、キチンとされる方、男だからとか女だからとかいう認識を捨てて、そういう姿勢じゃなくて、キチンとした姿勢でオンブズパーソンとして臨まれる方、またそういう方を選ぶんでしょ。そういう方を選ぶんでしょ。そういう方々に男とか女とかいう定義を持ってくること自体おかしいじゃないですか。これはぜひ外してほしい。なぜ男と女が1人ずついなくちゃいけないんですか。その意識がおかしいんですよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:32

再開 11:32

委員会を再開します。

○ 男女共同参画推進課長

二人を女性だけでも男性だけでもいいのではないかと。別に一人ひとりにする必要はないかとの議員さんのご意見ですけれども、今度の条例の申し出から処理というところの流れの中におきまして、大事な場面での合議というのがございます。これを男女共同参画推進条例は、基本的にはオンブズパーソンが独人性で一人で業務をするところを原則にしておりますけれども、大事な場面で、例えば是正勧告したり、救済勧告をしたり、公表をしたりとかいう大事な節目節目では、合議の中でオンブズパーソンに合議をしていただくようなことで規定しております。そういったところで、確かに男も女も同じであるところを求めて男女共同参画の推進条例も作っているし、それを求めているのではないかというご意見ではありますけれども、そういった色んな案件が出てきました時に、やはりどうしても、まだまだ男女の考え方と言いますか、やっぱりそれを言ってしまったらいけないんですけれども、女性の立場、男性の立場といった色んな今まで経験してきたものもございますので、そういった何かをする節目の中で合議制をとっておりますので、そういった場合には、どちらの意見も十分に検討していただいて決するという必要があるかと思えます。そういうことで、男性一人、女性一人のオンブズパーソンということでご理解していただきたいと思えます。

○ 永露委員

はっきり申し上げまして理解できません。部長いかがですか。

○ 企画調整部長

私の考えとしましては、このオンブズパーソンは所謂この苦情を処理するという感じでございます。仮に、訴える側の考え方としましては、どうしても女性が訴える場合には、女性のこういう識見のある方、仮に万が一、男性の場合、男性はどうしても男性の識見のある方にご相談したいというのが本音ではないかなということからもしまして、男女それぞれ1名ずつというような形でここでは規定をいたしております。そういうことがあってはいけないんですけど、訴える側の立場としては、そういうところもあるんじゃないかなということですね、それぞれ男女1名ずつというふうに規定しているところもありますので、どうぞその点はよろしくお願いたします。

○ 永露委員

理解できません。もうこの問題はこれで置きますけれども、次に14条で女性の労働環境改善のための支援ということで、14条が提示されております。ここで後段の部分で市は男性の家庭責任の共有を促進する。市は男性の家庭責任の共有を促進する。もっと砕けていえば、男性も家庭内において男だからとか、これは女のする仕事だからとかそういうことをやめましょうよと。男性でもできることは家庭内でも家事でも、育児でもやりましょうよという精神だろうと思うんですが、市はその責任があるわけですね、促進するという。市役所では職員に対してどうしてますか。一番のお膝元ですね。こういうことを市民や事業所等にも全て広く訴えていくわけですよ。それはそれで立派なことだと思います。当然だと思います。であるならばこの市役所も職員に対してどのような教育をされております。

○ 男女共同参画推進課長

市の職員の教育ということでございますけど、市の職員の研修につきましては、年に必ず全職員参加いたします男女共同参画に関する研修等で毎年毎年男女共同参画について研修しているところでございます。

また各課の、年に一回各課で男女共同参画問題、人権問題について各課がそれぞれ研修してまいりますけど、その中でもこういった問題を捉えながら自分たちの研修テーマとして、しているところでございます。

例えば市役所で男性、女性がそういう家庭的な側面での実態はどうなっているかということで申しましたら、これもきっと男女共同参画社会という基本ができてから、11年、また飯塚市の男女共同参画プランができてから7年経ちますので、やはり職員の認識が変わりまして、例えば朝の掃除、お茶汲み、いろんなそういった、市役所の中で言いましたらそういったことというのは非常に家庭的なことに通ずることだと思いますけれど、そういうことにつきましては職員全体の認識がもう相当に変わったというよりも完全に変わりまして、男女共に仕事も同等にして、仕事も一緒にするんだから、そういったことも女性だから、男性だからということではなく、一緒にしましょうという認識が今は定着してきたのではないだろうかというふうに考えております。またこのことがきっと家庭においても実践されているのではないだろうかということで考えております。

○ 永露委員

課長は希望的観測を持っておられるようですけれども、実体はそうではない部分が多いと思うんです。で、市長、市長もこの提案する責任者ですので、あなたも家庭ありますけれども、いかがですか。

○ 市長

私も昭和23年生まれでございますけど、どっちかといえば古い人間の方でございますけれども、子どもが私、娘が3人おりまして、教育のプロセスの中でやはり今の女性の考え方と生き方、またこれからの世の中がそういう時代になってくるだろうなというふうな現状に対しては、今の職員が話したことだと思います。実際には我が家庭ではどうかといったときには、これは非常に難しいことございまして、なかなかそういう動きにはなってませんけれども、しかし、これからの時代の流れの中にやはりこういうことを意識をしながら、社会、男性女性の社会としてあるわけでして、また仕事にしてもレジャーにしても、また家庭の動きにしても、これからやっていくという、実際にこういうことをずっと言い続けてきた流れの中でやはり我が息子にしても、嫁の主人にしても、一緒にやっぱり掃除やっていますね。洗濯もやっています。女房の、娘の下着もたたんでます。私なんかとても考えられないことですが、それが時代の流れなのかなというふうに感じるわけで、やはりこういう今までの歴史の中で急激に変わることはないと思います。けれどもそういう意識はこれから持ち続けていかなきゃならないというのが今の世の中じゃなかろうか、もち続けるというか変わっていかなくちゃならないという

のが世の中じゃなかろうかと思えますので、私の頭も変えていかなきゃならないかと思っ  
ますし、これからの次の時代のためにこの条例がどういう形で生きてくるか、今委員が言  
われるようにすぐには変わる事自体は非常に難しいだろうと思えますし、だけでもそれは  
自ずから流れの中で新しい時代ができてくる流れの中で私は条例として起こしておく  
べきことじゃなかろうかというふうに感じております。

○ 永露委員

ぜひ市長も責任者として努力していただきたいと思っております。一生懸命掃除や家事  
をしてください。

それと第2条で、3項で、男女共同参画社会とはどういう社会なのかという定義付けが書  
かれております。この中でこれは将来あるべき社会をという形だろうと思うんですけども、  
ただ現実には違う。現実にはいろいろ違う面があると思うんです。そこで社会のあらゆる  
分野における活動に参画する機会が確保されという表現がされております。あらゆる分野  
ですね。課長、あらゆる分野とは何ですかといったらあらゆる分野でしょうけれども、あ  
らゆる分野の中でも、今の日本の中で、そうではない部分がたくさんあるんですね。昔  
でいえば女人禁制とか、例えばね。男女間における、男女の違いをあくまでもはっ  
きりと峻別するような現実的に社会があるんです。あなたはこのことに対してどう  
思いますか。

○ 男女共同参画推進課長

今おっしゃいましたように女人禁制、これもありますけれども、例えばひな祭り、鯉の  
ぼり、そういった昔からの伝統、文化というものについての男女共同参画に対する考  
えでございますけれども、このことにつきましては、まず内閣の方から、各、私ども  
の方に通達といたしますか説明が来ておまして、男女共同参画というのは性別、性  
差を否定したり、また男らしさ女らしさや男女の区別をなくして、人間の中性化を  
目指すこと、また家族やひな祭り等の伝統文化、先ほど言われました山への女人禁  
制と、こういうものも日本の伝統文化であると思えます。否定することは国民が求  
める男女共同参画社会とは異なるということをはっきり申しております。こうい  
うものを例えば女人禁制だとか、そういうものを何かに改めるときには当然十分  
な論議を踏まえて、みんなの合意を得ながら変えていかなければならないという  
ことは、はっきり内閣の方からも言っておりますし、私もそのように、同様に考  
えております。

○ 永露委員

ありがとうございます。課長は女性です。ただ、私はあなたを女性として質問  
をした訳でも何でもありませんので。一課長として、ですから言葉使いも少し  
きつかったと思えますけれども、これはお許しいただきたいと、一人の課長とし  
て質問した訳ですから、それは理解していただきたいと思えます。

それと、もう1点ですけれども、37条で市長の要請及び公表というところで、色  
んな問題が、例えばオンブズパーソンに対して寄せられ、それに対しての勧告  
とかをやらせられ、それでも改善されないというような時に、市長として  
のできることが書かれてあるんだらうと思うですよ。その中で、2項  
ですか、2項と3項になるんですけども、人権侵害にかかる必要な事  
項について公表をすることができるというふうに書かれてあるんですけども、  
この公表をすることができるということを少し具体的にご説明いただけ  
ませんか。

○ 男女共同参画推進課長

公表できるというところの表現でございますけれども、公表につきましては、  
条例の中にもお示ししておりますように、もし、オンブズパーソンの方に、  
市長の方に改善要請がありまして、市長が改善要請をしても、なお且つ  
なんの努力も見せられない、そういった、まったく無視とい  
いますか、そういった男女共同参画社会の形成を阻害するよ  
うな、ということであれば当然、市長としては、オンブズパー  
ソンの要請に基づいて公表することになるかと思えます。  
ただ、この公表につきましては、公表の方法でございますけれども、  
例えば男女共同参画推進

課の方ではサンクスという情報誌を作成しております。また、そういったものとか、ホームページの公表になろうかとは考えておりますけれども、公表の際は個人を特定する内容などの公表は考えておりません。これはいずれもオンブズパーソンの機能を持った県内の市の条例を見ましても公表というのは表現しております。しかしながら、公表につきましては、必要な部分というので、例えば案件、処理状況、そういったものを公表するというふうなことでしております。

○ 永露委員

公表の内容についてはそうだろうと思います。それで、ただし次の3項に、1項、2項、例えばそういう形で公表という要請等が求められ、市長としてじゃあ特定しないまでも何らかの方法で公表をするということなんですが、ただここで公表をすることができるという表現なんですよ。公表することができる。非常に条例でも何でもそうなんですが、非常にあいまいな表現が多いんですよ。あいまいな表現が多いんです。公表することができるという表現なのに、この2項、次の3項で前2項に規定する場合において市長はオンブズパーソンの求めを、今度は尊重しなければならないという。今度は尊重しなければならないですよ。ここが尊重することができるならまだいいんです。ここでは尊重しなければならないと、オンブズパーソンの意見を。尊重しなければならないという書かれ方されているのに2項ではそれを受けて公表をすることができるという表現なんです。非常にあいまいな表現になってるんですね。なぜですか。

○ 男女共同参画推進課長

この第37条は市長の要請及び公表という見出しで、規定しているところでございますけれども、確かに3項ではオンブズパーソンの求めを尊重しなければならない。これは市長が委嘱した社会的信望が厚く、そういった識見が高いという方を市長が自ら委嘱したオンブズパーソンでありますので、オンブズパーソンが最初に要請をされましたときは、市長に要請されましたときは、まずは尊重という前提をとらなければならないというふうに考えております。その後当然公表とかいうプロセスに進んで、もし改善されなければ、プロセス的に公表というふうに進んでいくわけでございますので、4項ではそのプロセスに進む前にそういった当該公表に係る市民とか、事業者等について意見を述べ、その言い分と申しますか、それをしっかり聞くというところの4項がございます。そういったことにしておりますので、尊重するというのはこれは大原則というふうに考えます。そのあと、いろんなご意見を聞きまして、場合によっては市長がこれは公表すべき、まだもう少し様子を見ることもあるなということも市長が判断されるかと思えます。そういったところで公表することができるというような表現にしているところでございます。

○ 永露委員

ここではオンブズパーソンが市民とか事業所とかいろんなところからの相談を受け、オンブズパーソンとして実態調査をして、そして例えばその中で改善とかいうことを求めても、なおかつ改善が見受けられないという、例えばそういうことを受けて今度市長に、これについてはもう最悪ですから公表をしてくださいと、公表をすべきですよという提言がなされるわけですよ。なされるわけですよ。それを受けて今度市長が再度オンブズパーソンの言うことだけでもなんですから、独自に市長として、市部局として例えば調査をして、そして確かにそのとおりだということであれば、するということなんでしょうけれども、もともとオンブズパーソンの仕事というのは今言われるような内容、例えば市民からの相談ごと等に対して、キチッと調査をし、改善指令をする、そういう人を選任するわけでしょうが。選任するわけですよ。そういう人たちが決めたことをまた再度調査するんですか。じゃあオンブズパーソンの仕事は何なんですか。ですからオンブズパーソンというものに対して選任する場合に非常に厳しい条件をつけておるんですよ。誰でもいいというもんじゃないと。そういうことをキチッとするという前提の下に選任をした人に対して、また市が調査するんですか。そしてオンブズパーソンがこれは

公表すべきであるといったことに対して、いやこれは公表しませんよということだってあるということでしょう、今の話でいくと。そんなことになるとオンブズパーソンとの信頼関係はどうなるんですか。市長自らが責任を持って委嘱するんですよ。それも厳しい条件をつけて委嘱するんですよ。決めるんですよ。その人たちがこれについてはもうどうしようもないから公表すべきですよという話を持ってきたときに、いや私はそれは公表しませんよということができるんですか、これでいくと。そうでしょ。できるんですよ、それが。できんですか。公表することが・・・だからそれを受けて、それがあつたときには公表はできる・・・するんですか、しないこともあるというんですか。私はこの表現でいくと公表しないこともあるということに・・・

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:56

再開 11:56

委員会を再開します。

○ 男女共同参画推進課長

オンブズパーソンは市の附属機関であります。ということから、最終的な決定は市長がするということになります。ただ確かにオンブズパーソンはそういう方を委嘱して信頼の置ける方をもって委嘱しておりますので、当然これは尊重するというのが前提でございます。ですけれども、最終的な決定は市長がいたしますので、これが絶対100%公表するののかというようなお尋ねになりますと、それはひょっとしたらしない場合もあるかもしれないというようなことになろうかと思えます。

○ 永露委員

ですから、市長は公表することができるということはそういうことなんです。することができるということは。今言われたようにオンブズパーソンの提言があつて、それと違う結果を出すこともできるということでしょう。そういうこと言われたんですね。それが市長が公表することができるという意味なんです。だから必ずしもオンブズパーソンが言ったことに対して違う、全く逆のこともあり得るということでしょう。確認します。

○ 男女共同参画推進課長

公表に関してだけしない場合があるということですね。逆というよりも。公表に関してだけは公表の要請をされた後に市長の判断で権限として公表しない場合があり得るということです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 11:59

再開 11:59

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

若干永露委員さんの質問と重複するところがあるかも分かりませんが、このオンブズパーソンの設置というのがよその条例では苦情委員会を設置するとかいうことの部分もあるし、オンブズパーソンというのは画期的なものだと思っております。

オンブズパーソンの2名選任されたその仕事の権限ですよ、役割。どこまでやるのか。職場での男女の差別とか、そういうものについてはかなりオンブズパーソンで対応できる場所は十分あると思いますよね。だけどセクシャル・ハラスメントとかドメスティック・バイオレンスとか何とかいうのは、これはいくらオンブズパーソンでやったとしてもできない部分なんですよ、はっきりいって。

例えば危険で命に関わる時には逃がさないかんとかいうものが出てくるんですよ。そういうときにオンブズパーソンがそんな話を聞きながら調べてやったとしても、これはそんなことしてたら殺されるかも分らんわけですからね。そんなことできないわけなんですよ。そのときには公権力をお願いせないかんとですけどね。だからこの中にもいろんな期間と相談し、ということになってますけどね、だいたいオンブズパーソンというのは役割はどこまでやるのか。例えば支援するということですから金銭的に、例えばよその母子寮とか何とかに逃がす場合に、そういうときに逃がすときの費用とか何とかもしなければどういう形をやるのか、そういうものは前回の条例の制定のときにオンブズパーソンの役割とかいうものについての審議はあって、そういうとこまで検討してるんでしたら示してもらいたい。なかったら、どういう考え方が示してください。

#### ○ 男女共同参画推進課長

兼本委員が言われましたように、たとえばDVの問題があったとき、本当に命がけで助けを求めて来られた時、これはオンブズパーソンでは対応出来ません。というのは、オンブズパーソンは、今条例の中にありますように市長が確かに委嘱しますけども、だいたい前回は弁護士というのをしておりました。弁護士がいつも飯塚市に詰めておるわけではございません。事案が出た時に、それをお送りしまして、調査等関係人の調査をするわけでございますので、その緊急なものに対して対応できるというような制度ではございませんので、当然そういった日々のセクシャル・ハラスメントにしても、まあセクシャル・ハラスメントは筑豊労働福祉事務所等との、関係機関との連携をとってやっていくことになろうかと思いますが、DVの問題にいたしましても、これはオンブズパーソンに訴えが出る時には、むしろそういう緊迫した、今どうかしないと命がなくなるということではなかろうかと考えております。そういうものは、児童育成課の母子自立支援委員、または県の配偶者支援センターというのがありますので、そういったところと連携しながら対応していくかと思いますが、オンブズパーソンというのは、そういった確実に、今何かを実際求めている方ということまでの役割というのは、考えておりません。何か市の施策に対しての男女共同参画に対する社会の形成を阻害するような案件についての申し出について、これを男女共同参画の視点から十分に調査等をされまして、こういったふうなかたちでしなさいというような是正勧告をいたしますし、救済勧告にいたしましても人権侵害にいたしましても、そういった今命を云々というようなことに対しては、対応することまでは、そういうことは考えておりません。例えば、他市の事例ではありますけど、他市で女性の方がスーパーの万引きと間違われて、これをオンブズパーソンに訴えられました。これは、どういうことで訴えられたかと申しましたら、自分が女性であるがために、結局は万引きではなかったんですけども、女性であったがためにあんな取り扱い方を受けたんだと、これはやはり女性のために差別をされたに違いないということをオンブズパーソンの方に申し入れがっております。その申し出につきまして、しっかりと関係者の調査をいたしまして、実際はそうではなかったということは、オンブズパーソンは認識いたしましたけれども、そういったようなことが起こらないように、そのスーパーに対してきちっとした万引き予防のマニュアルといいますか、そういう誤解のないようなものを作りなさいといったような勧告をしております。オンブズパーソンといった役割というのは、そういったようなかたちでの役割ではなかろうかというふうに考えております。

#### ○ 兼本議員

そうだろうと思うんですよ。しかし、この文面を読みますと、そういう区別はどこにもありません。あなたが今説明されたことが、この条例を読んで、確かに非常に厳しいときのと、あるときの予防的なものとの間隔が、それがこう区別されてますという条例がどこに、私が読んだかぎりには分かりません。だから、条例をつくるのは確かにいいですよ。だけど、今言われるようなものを、例えば他の機関、そのDVであればどこに相談に行ってください、セ

クシャルだったらどこに相談に行ってください、例えば万引き間違えだったら、これは法務局と人権でもいいわけですよ、人権侵害の問題でもいいわけなんです。だから、そういうものをきちっとこういうものについては、ここの相談ですよということをきちっと明確にしないと、これ条例制定したら何でもかんでも市のオンブズパーソンがやってくれるのかと、例えば今言うようにどっかに逃げなければいかんときに、お金はありません、支援してくれるということでしたら、お金の支援も当然入るんでしょうということになってくるわけですよこれ、書いてないけど、支援ということになってますからね、人権を侵害されたら救済するということが大きな目的でしょう。そしたら、そうなってくると当然そういうところの支援までは、私は入るんじゃないかなと思うんですよ。今、課長が言われたように、そういうものについてどこに行きなさいというものが、条例では分かりませんからね、その制定後につきましても公表しながら、こういう問題についてはこういうところがあるんですよとかを永久版でもいいですから、市報に載せて、こういう問題のところは、どことどこどこに相談に行くとかいう形のを、私はそれとあわせて条例等とマッチングしながらやっていかないと、何でもかんでもオンブズパーソンにお願いに来たら、出来ない部分があるんですよ。今言われたように、これは出来ませんと、だからそここのところの区別をはっきりしながらやっていただかんと、この条例を読む限りでは、ここの2条の定義の中にいくつも書いてある、この中には全部それも入ってるわけですからね、だからそここのところをやはりきちっと条例が制定できたら、このオンブズパーソンの役割というのは、この程度なんですと、そしてこういう問題についてはどこの行ってくださいと、活動されよる方はよく分かると思いますけど、これは一般市民が対象ですからね、市民の方は分からないわけですよ、こんなんが出来たらオンブズパーソンに頼めば全部してもらえろぞということになったら、市の限界というものもあると思います。最終的には、課長が言いましたように最高責任者である市長が判断してやるわけですからね、市長の判断でやるということこの条例をとらえているわけですから、そうしますとこの条例を生かすも生かさないも、最終的には市長ですよ。だからそういうことであれば、そここのところをきちんとやっていただかんと、人権の侵害が出たら全部飯塚市のところに、男女共同参画のところに行って、こういう問題がありました、生活支援から全部お願いしますとかいうようなことになると、大変なことになると私は思いますから、そここのところの区別をしっかりといただきたいと、前は那点についての質疑はなかったわけですね。今は分かりましたので、そういうことでやっていただかんと、確かによそのオンブズパーソンをつくってるところのほうがまだ少ないんですよ。苦情処理委員会というのは、苦情を聞くだけのことでですから、ある程度聞いてそれを是正するということです。オンブズパーソンというのは、解決まで入ってきておりますからね、だから解決する役目はどの部分を解決するんですよということを明確に示していただかんと、何でもかんでもオンブズパーソンがやれるということではありませんからね。そここのところを条例制定されたら、市民の方に誤解を与えないようにやってもらいたいということを要望して私は終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 柴田委員

私は、6月23日から6月29日の間が男女共同参画の週間にあたっております。その意義もありまして、賛成討論をさせていただきます。旧飯塚市に施行されました、この男女共同参画、本当に生みの苦しみをいたしまして、初めて施行されました。また合併と同時に失効いたしました、女性としてはその時に残念だなと思いました。再び今この時を向かえております。丁度、25日の西日本新聞の社説に載っております、日本の女性の社会参画は国際的に見て

も全般的に低い水準にある、2007年度の男女共同参画白書はこう指摘しておると、そして就業者の全体に占める女性の割合は41.4%で他の比較大国とほぼ同じ水準だが、課長以上の管理職に占める割合は10.1%で、アメリカは42.5%、オーストラリアの37.3%などと比べると、日本の10.1%は極端に低いというふうにあります。これは飯塚市の職員の状況の中においても、そうではないかなと思っております。でも、前回の時もお聞きした時に、役職を女性の方に持っていくと、断られたり退職されたりという状況があるとお聞きしました。これは、女性の意識変革も本当に今から大事になっていくんではないかと思っております。それと女性がまた仕事をもつことにおいて、子育てや親の介護、これは男性もなさいますけど女性も特に多いと思います。そういう中において、この新聞の中にこのように書いてあります。企業は、少子高齢化などに社会の変化に合わせ女性の働きやすい職場を築くだけでなく、仕事と子育ての両立支援とともに、仕事と生活の調和を経営戦略に据えて取り組むことが重要だとありました。こういうことからにおいても本当に男女共同参画の条例は、大事なことはないかと思えます。また、この条例が速やかに施行されていきますことを本当に皆様にお願ひしまして、賛成討論にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

○ 川上議員

私は、議案第86号飯塚市男女共同参画推進条例案に賛成し、討論を行います。本条例案は、1999年の男女共同参画推進基本法に基づいて男女共同参画社会の形成の促進を、本市において具体化しようとするものであります。条例案は、男女共同参画社会について2条第3項で男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会を言う。このように述べているわけです。この間わが国においては、男女共同参画の努力が広がる一方で、このところ著しい貧困と格差の深刻な広がりが大きく影を落とし、また戦後レジュームからの脱却の名のもとに、戦前の社会体制への回帰を求める動きも強まっており、男女共同参画社会の実現へ逆流を乗り越える国民の更なる努力が求められています。本条例案は、実効性を確保する上で、不可欠な苦情処理機関として第三条にオンブズパーソンの設置を規定しており、市民の日々の努力と結びついて本市の新しいまちづくりに大きく寄与するものと期待します。以上で、私の討論を終わります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

○ 市場議員

私も賛成の立場からなんですが、よく質疑の方でも曖昧だとか中途半端と出てるのは、私は観点が、課長が他の市町村の例でいみじくも言われたように、私はこの問題の殆どが女性差別だろうと思うんですよ。男女共同参画なんて格好いいことを書くから話がややこしくなるのであって、本当は女性差別が殆どなんですね、この問題というのは、それで今課長も職員の意識がものすごく高まっているということですので、是非教材にしてもらいたいのは、ドメスティック・バイオレンスというのですかね、その中で今テレビの中でプロレスラーとお医者先生が出てますよね。プロレスラーの女が叩いてますよね、先生を、それがテレビで堂々と出てるわけですよ。あれが逆だったら、おそらくテレビも放送しないと思うんですよ、絶対に、それはもう大問題になるんじゃないでしょうかね。だから、女性が叩くというのは、殆ど有り得んという世界というようなかたちの、架空の世界とみんな見ているんだろうと思うんですよ。テレビを見ている人がですね、問題にならなくいまだにやってますよね、放映を、そういうのが堂々と出てるということを職員の人たちがどう思うかということを、研修の場があっているのならそういうことから入ってもらって、具体的に入った方がいいんですよ。こういうのは、抽

象的に言うよりも、それで例えば美人コンテストとかもありますけど、そういう問題をどう考えるかというようなかたちで、是非テレビの名前を知らなくても、だいたい分かるでしょう、そのペアペアは、そういうのを教材にして職員の意識を高めてもらいたいと思います。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第86号 飯塚市男女共同参画推進条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:17

再開 13:17

委員会を再開します。

次に、「議案第87号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 人権同和推進課長

議案87号、飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

54ページをお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。条例第118号、飯塚市平恒原口集会所条例を廃止して、飯塚市平恒原口集会所を条例143号、飯塚市集会所及び生活館条例に加えるものであります。飯塚市平恒原口集会所は、所在地、飯塚市平恒826番地5、建設面積102.657平方メートル、工事費2737万2024円で、福岡県低環境地区改善整備事業の、2分の1の県補助で、平成12年3月27日に竣工した集会所であります。

飯塚市平恒原口集会所条例を制定して管理していましたが、低環境地区集会所を管理している、人権同和推進課で一括管理するため本案を提出するものです。以上簡単でございますが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第89号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 総務課長

議案第89号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

議案書の60ページをお願いいたします。本議案は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正によりまして、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容としましては、損害補償における保障基礎額での扶養親族の加算額引き上げ及び地方公務員災害補償制度に準じた取り扱いとする規定の整備を行うものです。

なお、傷病等級・障がい等級ごとの障がいの状態、介護補償に係る障がいの程度・支給金額等につきましては別途施行規則で定めることとしております。以上簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

確認をしたいと思うんですが、対象となる非常勤消防団員等の方々には、この改正による不利益はありませんか。お尋ねします。

○ 総務課長

不利益は特にございません。補足いたしますと、66ページの新旧対照表ご覧になっていたと思います。

改正の主な視点としましては、この66ページの新の方の下の方に扶養親族200円というように改正がございます。これは右側の方でございますように、従前、その他の扶養親族につきましては1人につき167円というようなどころでございました。ほかにもいろいろ改正点はございますが、こういった形で地方公務員の災害補償制度に準じた取扱いとするものでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件についておよび、案件に記載しておりませんが、「基金の運用について」、以上6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市バランスシートについて」報告を求めます。

○ 財政課長

バランスシートについてご説明させていただきます。

バランスシートにつきましては、自治体の財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たす手段として、総務省が統一基準を示し、作成、公表を指導いたしております。

旧飯塚市では、平成11年度決算より作成しておりましたが、旧4町では未作成でありました。

この度、過去の旧4町の昭和44年度からの決算統計などのデータの収集を行い、平成17年度決算でのバランスシートを作成いたしました。

また、資産の形成につながらない行政サービスにどのくらいコストがかかったかを示す「行政コスト計算書」、飯塚市が単独で実施しております上水道事業等を合算いたしました「飯塚市全体のバランスシート」につきましても作成いたしましたので、併せて報告するものでございます。

3ページをお願いいたします。平成17年度のバランスシートでございますが、総務省の研究会在作成いたしました作成手法を基に、普通会計を対象に、昭和44年度以降の決算統計データを基礎数値とし作成したものでございます。

左側の借方で、資産の状況を表示しておりますが、合計で、約1722億円、うち有形固定資産は、約1515億円、右側の貸方で表示しております負債は、固定、流動合わせまして約718億円、正味資産は、約1004億円で、そのうち一般財源等は、約693億円となっております。この金額は、今までの世代が、これからの世代のために、一般財源を投入いたしまして資産形成をしてきたことを表しております。

また、固定負債の地方債と流動負債の翌年度償還予定額との合計額約642億円は、地方債の残高を示していますが、欄外に注記いたしておりますように、地方債のうち償還時に交付税措置が見込まれる額が約335億円となっておりますので、実質的に償還時に税等の一般財源で負担しなければならない額は、約308億円となっております。

4ページをお願いいたします。この表は、バランスシートを住民一人当たりの額に直したものでございます。

一人当たりいたしますと、資産は127万1498円、負債は52万9901円、正味資産は、74万1597円となっております。

5ページをお願いいたします。この表は、バランスシートを10年前、前年度と比較したものでございます。

10年前の平成7年度と比較いたしますと、資産合計で約223億円の増となっており、有形固定資産は、衛生費、土木費、教育費等の増加で約287億円の増という結果となっております。前年度の16年度と比較すると、資産合計で、約30億円の減となっており、有形固定資産は、約4億円の増、特定目的基金は、33億円の減、正味資産の一般財源等が約30億円の減となっております。

10年前、前年度と比較しまして、有形固定資産は増加しているものの、特定目的基金の減、地方債の残高の増という結果となっております。

12ページをお願いします。これは、17年度の行政コスト計算書でございますが、資産形成につながらない行政サービスに係るコストにつきまして、バランスシートと同様に、総務省の調査研究会の作成方法を基に作成したものでございます。

行政コストの総額（a）は、約485億円、収入の合計（e）は、約440億円で、差引約45億円のマイナスとなっており、これに正味資産の国庫・県支出金の償却額（f）の約15億円を控除いたしますと、差引（a）－（e）－（f）でございますが約30億円のマイナスとなり、17年度中に一般財源等が減少し、今まで受け継がれてきた行政経営資源の一部を取り崩したことになります。

今回、支出を伴わないコストとして減価償却費をコストとして認識し、約64億円を計上いたしております。

目的別に見てみますと、最も多いのが民生費で198億円、40.9%となっております。そのうち扶助費が、約114億円となっております。

表の下のほうの収入項目の5の期首一般財源等と6の期末一般財源等でございますが、期首は前年度のバランスシート、期末は当該年度のバランスシートの正味資産の一般財源等の額となっております。17年度は先ほど説明いたしましたように、この差額、30億円が減少となっております。

13ページは、住民一人当たり行政コスト計算書で、一人当たりの行政コストの合計額は、35万7828円となっております。

16ページをお願いします。飯塚市全体のバランスシートでございますが、これは、飯塚市が単独で行っている全体の事業のバランスシートで、ただいま説明いたしました普通会計に企

業会計、小型自動車競走事業、国保事業、老保事業、介護保険事業を対象としております。

17ページの調整後の欄が全体の計数となっております。資産合計は、約2355億円で、普通会計の1.37倍となっており、そのうち、水道事業、下水道事業が、200億円以上の資産となっております。

負債合計は、約979億円で、普通会計の1.36倍、正味資産は、約1376億円で普通会計の1.37倍となっております。

今後のこれらの諸表の活用方法につきましては、他団体と比較して分析することが考えられますが、17年度の県下のバランスシートの公表状況につきましては、27市中12市であり、公表が進んでいない状況であります。今後は、公表する団体も増加するものと考えられます。そういう条件が整えば、他市との比較もできるようになるのではと考えております。

バランスシートにつきましては、今回、17年度決算分を作成し、本委員会に報告させていただいておりますが、今後は、決算資料として作成してまいりたいと考えております。以上説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、3件一括して報告を求めます。

○ 管財課長

3件の交通事故を報告させていただきます。

まず1件目でございますが、去る4月2日、午前8時20分頃、新飯塚において、環境施設課職員がゴミ収集作業をするために、塵芥車をバックで可燃ゴミ置き場に寄せていたところ、誘導していた職員の停止命令に気づくのが遅れ、相手方マンション入り口にあるエントランス柱の壁に追突し、御影石4枚が損傷したものであります。

この事故の原因ですが、市職員が後方確認を怠ったことが主たる要因です。

この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議中であります。

次に2枚目の2件目ですが、去る4月24日午前9時40分頃本町市道上において、環境施設課職員がゴミ収集作業をするため進行中、対向車が前方で停車したために、対向車を避けて左側寄りに進行した際、塵芥車の左上部が相手方所有のネオン式看板と接触し、損傷したものであります。

事故の原因は、市職員が上方確認を怠ったことが主たる原因でございます。この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議中でございます。

それから3件目でございますが、去る4月27日午前10時30分頃、楽市小学校内駐車場において、生涯学習課職員が打ち合わせのために、公用車を停車して降車しようとして運転席ドアを開けた際、突風によりドアが煽られ相手方車両と接触し、相手方左側前輪フェンダーが損傷したものであります。

事故の原因ですが、市職員が右側の確認を怠ったことが主たる要因です。

この事故に係る損害賠償につきましては、やはり現在相手方と協議中であります。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っております。

なお、今後事故をおこさないよう当該職員はもとより、他の職員につきましても安全運転をするよう指導したいと考えております。

以上簡単ですが、公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件3件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「期日前投票及び不在者投票を行える区域の変更について」報告を求めます。

○ 選挙管理委員会事務局長

期日前投票及び不在者投票を行える区域の変更についてご報告申し上げます。

さる6月26日に開催されました、平成19年第17回選挙管理委員会におきまして、期日前投票および不在者投票を行える区域の変更について審議されました結果、来る7月執行予定の第21回参議院議員通常選挙より、投票者の利便性を高め、もって投票率の向上に資するため、旧市町の住所地の区域を廃止し、飯塚市内のいずれの期日前投票所でも期日前投票および不在者投票が行えるよう変更することについて承認されましたので、ご報告いたします。

この変更によりまして、市内にお住まいの方はその住所地に関わらず、市内5カ所の期日前投票所のどこにおいても期日前投票を行うことができるようになります。以上簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「基金の運用について」報告を求めます。

○ 財政課長

基金の運用につきましては、基本的には会計管理者、以前は収入役でございましたが、会計管理者を会長といたします飯塚市公金管理運用会議を設置いたしまして、そこで基本的なことについては、決定いたしております。この今までの基金の運用につきましては、ペイオフ対策をしたといたしまして、預金と地方債の相殺を基本といたしまして、定期預金を主体に運用を行ってまいりました。最近の低金利対策といたしまして、有効的な運用を図るため、どういふふうにしたらいいかということを検討いたしましたところ、現在一般会計、特別会計を含めました積立基金、総額で約136億5400万円ほどありますが、そのうち長期運用が可能な額がどのくらいあるかということを検討いたしましたところ、56億5千万円ほどあります。資料で差し上げておりますが、56億5千万円ほどありましたので、これを安全かつ有利に運用するために、先ほど申しました公金運用会議で検討いたしまして、機関のリスク分散等を考慮いたしまして5年利付国債を10億円、2年利付国債を10億円、短期割引国債、これが16億5千万円、仕組債を20億円、これを10億円を2つで20億円、合わせまして56億5千万円ということに運用するように決定いたしました。なお短期の分につきましては、市内金融機関の育成という意味から、そういう意味もございまして、残りの分については市内金融機関に、先ほど申しましたように地方債の相殺を考慮いたしまして、預金いたしております。

なお今回新たに導入いたしました仕組債でございまして、この仕組債につきましては、発行体が金融機関、地方公共団体、政府、国際機関などがありまして、オーダーメイドで仕組を行うということで、発行額1億円からだいたい10億円程度で需要が集まれば随時発行される分でございます。通常の固定金利から為替とか株とかで連動して利率が変わるとかということまで含めまして、オーダーで運用可能ということでございます。それで資料の2枚目に添付させていただいておりますが、これが本市が取り組んでおります仕組債の条件提示書でございます。これで見ただけですと、条件提示の中では、発行体は国際機関または高格付けの海外政府系機関ということで、格付けの中ではS&PのAAA以上かつムーディーズのAaaということで、ちなみに日本の国債につきましてはAaaという格付けで、日本の国債よりも高い格付けの中での発行体ということを条件にいたしております。それで、購入条件予定としては、1

0億円、これ2口いたしております。それと、これで特徴的なのは9番目の早期償還条項でございますが、早期償還するという事で目標期間を3年以内ということで提示をいたしております。提案は各社2件以上ということで、条件提示の中で仕組債の特徴を活用してできるだけリスクの少ないかつ有利なものをいうことで提案を受けております。で、先ほど申しましたように短期間で償還が確実に期待できるものということで、市内金融機関7社、証券会社4社を照会をいたしまして、そのうち金融機関2社、証券会社4社から12件の提案がございまして、会計ならびに財政の方で検討いたしまして、最終的には先ほど申しました運用会議で決定いたしまして、1件につきましては累積クーポン型と。1件につきましては為替レート参照方式ということで、累積クーポンにつきましては1年間は3%の確定ということで、順調に行けば1年半で早期償還になるということで、為替レート参照方式につきましては、2年間4%を確定をいたしまして、3年後に為替レートが110円89銭のときは償還が発生するというような条件で2件の仕組債を運用させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。委員懇談会を実施いたしますので、執行部の課長以下職員は退席してください。

( 執行部退席 )

休憩 13:42

再開 13:49

委員会を再開いたします。

次に、閉会中の付託事件について、安藤委員の発言を許します。

○ 安藤委員

閉会中の付託案件としまして、入札制度について付託していただきますよう委員長において取り計らい、よろしく願います。

○ 委員長

おはかりいたします。

ただいま安藤委員の発言にありましたように、本委員会として、「入札制度について」以上1件を、閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「入札制度について」以上1件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件1件を特別付託として受けることにつきましては、飯塚市議会会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出をいたします。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。